高知県弓道連盟 審査部

審査会への申込他について (一部改訂)

~令和6年4月18日以降の申込・振込等から適用~

- 1. <地連・連合・中央 共通>
 - (1) 申込書・レポート等(書類紛失・行き違い等の防止のため) 郵送のみ(地連・連合・中央)(従来の連合・中央審査会申込時のレターケース等での受け渡しは廃止します。)
 - (2) 申込書等の提出先

〒781-9692 高知卸団地郵便局 私書箱18号 高知県弓道連盟 審査部 行

- ◎封筒の表面 左下他に<朱書き>で記載のこと。(本人の住所等は、裏面に記載。別紙参照)
- ①審査日 (例:令和○年△月○日) を記載。 ②審査料他振込日を記載。
- ③審査種別(例:第△回高知県定期審査会、○○連合審査会、【○○】○○中央審査会)等を記載。
- <郵便切手(郵便料金)が不足する場合>封筒を受け取らず、そのまま郵便局・差出人に返却予定。 (時々発生しており、郵便料金不足の連絡、郵便料金立替、現金授受他事務が繁忙となるため。 再提出は可能であるが、期限厳守のこと。)
- (3)審査料他(地連 HP の審査料他「記入例」他参照) 加入者名:高知県弓道連盟 口座番号:ゆうちょ銀行(01600-4-111065)(従来どおり)

(4) その他

- ・期間超過や書類他不備の場合は、不受理となり、受審出来ない場合あり。
- ・振込等は必ず「記入例」等を参照し記入のこと。(振込用紙の記入不備も不備返却・不受理の対象) (事務局で不備返却・不受理を判断。提出書類は不返却。不備返却・不受理時は事務手数料を差引、後日返却の場合あり。
- ◆ 地連 HP < 令和○年度中央審査会日程表及び県連盟締切日 > に記載のない連合審査会等 (=高知県弓道連盟に対し、正式には審査会主催地連等から連絡がない審査会)への申込
 - ◎県連盟での申込締切日は、基本審査会実施日の 10 週間前(70 日前)。(受付はその4週間前に開始) (締切日は 75 日前締切の一部地連等様々であるが、本県は、基本 70 日前を採用)(着金、郵便も期日必着)
 - ・(「主催地連への問合せ期間の確保」「事務局への急な事務負担の軽減」「不備対応」等のため。
- 2. 地連審査会(四段以下)
 - (1)日程・実施要項等(支部等での掲示は各支部の判断) 高知県弓道連盟 HP(以下「地連 HP|という)で確認してください。(基本的に HP 以外の連絡はしない。)
 - (2) 審査料振込・申込書類等の受付 実施要項で期限を確認のこと。(審査料等着金、申込書他の郵便も期日必着)
 - (3) 立順等:地連 HP 等に掲示します。

- 3. 連合審査会(五段)
 - (1) 日程・実施要項等(支部等での掲示は各支部の判断) 地連 HP で確認してください。(基本的に HP 以外の連絡はしない。地連に正式連絡のない審査は掲示しない。)
 - (2) 審査料・申込書類等受付 地連 HP<令和○年度中央審査会日程表及び県連盟締切日>で確認のこと。(着金、郵便も期日必着)
 - (3) 立順等:地連 HP 他に掲示します。(県下受審者少数の場合:受審者本人のみに通知のみ場合あり)
- 4. 中央審査会(称号・六段以上他)
 - (1) 日程・実施要項、立順等

全日本弓道連盟 HP で確認してください。(地連 HP への掲載、支部連絡等は基本実施しない。)

(2) <審査料・申込書類等受付期間の設定>

地連 HP<令和○年度中央審査会日程表及び県連盟締切日>等の

県連申込締切日の4週間前(28日前)から締切日までの期間 <期間・締切厳守!!>

上記期間外は、申込不備・不受理とし受審出来ない場合あり。

(中央審査会は、実施要項等の公表から、締切日まで6ヶ月超の場合もあり、事務繁忙のため受付期間を設定する。)

<事務局からのお知らせ>

事務局では審査会申込書、振込票の整理等を行い、高知県弓道連盟会長「印」を押印し、連合会・全日弓連に郵送等を行なっています。(地連分は地連内で次の事務処理担当者に書類等を送付。)

その中で、不備等が多く、補完・修正等の手間も多く、本来不要な事務負担が増加し、結果として、事務局の個人的な時間を犠牲にされ、不備発生者に時間を奪われている状態です。(皆ボランティアであり、多くは仕事しており、家庭もあります。)

不備内容としては、「振込票(記載内容不備)や封筒表書きの不備」「審査申込書(自署・印鑑漏れ)、レポート(県連漏れ)の不備等 | 「期日超過や受付期間外の郵便到着 | 「郵便料金不足 | 「他必要事項漏れ | などがあります。

これまで、審査会受審の機会が失われないように、不備は事務局で補完したり、受審者に連絡する等の対応を行なってきました。ただ、不備者本人に「事務局等の負担をかけている意識が希薄な方」も多いのも現実です。

(「この程度の記載で判るだろう」「私は○段だから許されるだろう」「私は称号・称号受審者だから」などの甘えもある?)

また、中央審査会の実施要項は令和7年3月分まで発表されており、早期に地連に対し、申込書他の送付、振込等が可能な状態となっています。事務局としては、締切期日までの長期間書類を保管し、振込資金の管理を行い、締切後他の受審者と合わせて全日弓連に送付必要があるため、受付期間を4週間設定しています。(各連合審査も類似)

このため、不備者の自覚を促したり、事務局の私生活を守るため、上記にも記載していますが、不備書類の返却等を行います。今後、返却により、期日を超過し、審査会を受審出来ない場合も発生することもあると思いますが (審査料は返金されなかったり、郵便等の手数料を追加で徴求する場合も) (学生も一般も同じ基準で、返却は事務局で判断します。) 不備は、事務局のプライベートの時間を奪っているなどの現実を理解していただき、皆さんの協力をよろしくお願い致します。

(返却判断の基準は?などの悲しい質問はしないでくださいね。正しく記載、対応することだけを願っています。至誠と礼節でお願いします。